

平成20年度事業計画

1. 中国銅川市の南寺山緑化・水土流出防止事業（銅川市外事弁公室）

2000年秋から始めた南寺山の植林地は、黄土高原の南端に当たり、市街地の中にある。南寺山沿いに国道と鉄道が走り、付近にはセメント工場や博物館がある。南寺山の表面積は83.9%であるが、山の地形が険しいことから植林適地は約41.6%の34.77%にとどまる。当初ここを植林することになっていたが、その後、銅川市は少なくとも山全体のうち50%を緑化したいとの計画を打ち出し、約10%については地域農民の理解を得ながら山中に散在する畑を植林する「退耕環林」を行い、残りの5%については山沿いの国道沿いに植林をすることになった。また、南寺山は乾燥がひどく給水対策が緊急の課題となり、2005年2月までに貯水タンク2基をつくり、植林適地に配管、必要な電気工事を完了した。植林については、2007年末までに32.57%にポプラなど13樹種で約13万本を植え、植林適地の93.7%、植林計画の62.1%の植林を完了した。2008年度は、春期8樹種6200本、秋季3樹種1200本の計7樹種7400本を植林する予定である。

2. タンザニア・モデル造林事業（タンザニア環境行動協会）

タンザニアのキリマンジャロ山の森林保護区内における植林を活動の中心に小規模な苗畑グループと協力して実施してきている。育苗実績はひさびさに降雨に恵まれた2006年（05/06年度）に過去最高の30万本を記録したのを筆頭に、ここ数年はほぼ年間20万本の規模で推移している。2008年（07/08年度）は再び雨量が思わしくないものの約25万本の計画で臨んでいる。今後の植林活動の力点を住民の生活圏（村の土地であるが慣習的に一部村人の利用区画と利用権を認められた土地）における自立した継続可能な村落植林活動の定着化においている。また、2005年に立ち上げた女性の自立支援のための裁縫教室については、生徒達に裁縫技術を教えるだけでなく、積極的な植林活動への参加と、苗木の管理方法などを合わせて教えるようにしており、卒業時には自活のためのスキルと同時に、植林の知識や技術も習得できるようにしている。このため新教場の建設を進めており、2008年中には新教場で事業が開始される予定である。なお卒業生については国家試験の受験資格が得られる見込みとなった。

3. 地球温暖化を抑える事業（NPO法人 F o E J a p a n）

（テーマ：主要国及び国連における効果的な地球温暖化防止対策の調査研究と日本の市民社会に向けた普及啓発）

2008年は、京都議定書の第一約束期間が開始される極めて重要な年である。今後2012年までの間に、日本を含む先進各国は、議定書の温室効果ガス削減目標を達成しなければならないと同時に、より多くの国々が排出削減に参加するための次期枠組みが決定

される。この間、継続的に主要国の対策や動向を調査し、提言するとともに、日本の市民社会を喚起し、各主体の協働を生み出していくことは、日本の温暖化防止対策の推進に大きな役割を果たすことになる。具体的には、研究員を欧州に派遣し、欧州主要国での地球温暖化防止対策の状況について、情報収集等に努めるとともに、今年の国連気候変動枠組条約・京都議定書会合（ポーランド）等の関係会合にも研究員を派遣し、温暖化防止対策の次期枠組みについて情報収集等の活動を行う。また、特に市民社会に向けて啓発していくことが、日本の温暖化防止対策の促進につながることから、学習会・報告会さらには省エネや自然エネルギーの推進など国内対策に関するシンポジウムを積極的に開催する。

4. オゾン層を守る事業（NPO法人 ストップ・フロン全国連絡会）

（テーマ：フロン対策（脱フロン・フロン回収）の実施状況とオゾン層保護の啓発方法に関する調査研究）

地球のオゾン全量は現在も減少した状態が続いており、2006年の南極オゾンホール面積は2000年に次ぐ観測史上2番目の広さで依然として深刻な状況にある。一方で、昨年（2005年）はモントリオール議定書採択20周年の「国際オゾン年」であり、これを機にフロン対策調査研究、オゾン層保護啓発など更なる推進に努めており、特にNPOが発信する情報メディアとしてはインターネットの役割が極めて大きいことからホームページの充実を図ってきている。本年度は、フロン対策調査研究として、スプレー・断熱材など関連企業への調査をさらに進めるとともに、冷媒フロン対策先進地域（静岡などを予定）の実施調査を行う。また、エコキッズキャンプの継続実施によるオゾン層保護教育実践の調査研究、情報発信機能強化などの諸調査研究を推進する。

5. 酸性雨を防ぐ事業（酸性雨問題研究会）

（テーマ：酸性雨問題研究会シンポジウムの開催）

中国等の東アジア諸国の工業化と経済発展に伴い、これらの地域で発生した大気汚染物質が偏西風により日本に長距離輸送されるという越境大気汚染による酸性雨問題が現実の問題となってきた。こうした社会的関心の高い酸性雨問題に対し、研究者ばかりでなく、一般の多くの人々の酸性雨問題への理解を深める目的で、従来から酸性雨の発生源・育成機構の解明、酸性雨による生態系、人間社会に及ぼす影響、酸性雨問題に対する対策等の酸性雨に関するシンポジウムを年2回行ってきている。本年度も同様のシンポジウムを2回開催する。また、本年度は第30回酸性雨シンポジウムになるので、これまでの成果を取りまとめた記念出版物を発行する。

6. 砂漠を緑にする事業（東京農業大学 砂漠に緑を育てる会）

（テーマ：「砂漠を緑に」）

砂漠化が進行中でしかも食糧自給率の低い熱帯乾燥地（アフリカ）と温帯乾燥地（中国等）においては、①水資源の涵養と有効利用技術、②森林等の植生再生技術、③持続的に

作物生産が可能な環境整備、栽培技術の確立が必要となっている。このため、アフリカ・ジブチ共和国で耐乾性の稲ネリカ導入の検討など新技術開発・改善と現地適用試験などを行い、その成果として「ワジ農業」集落のモデルづくりに取り組む。また、中国の新疆ウイグル自治区内や内蒙古自治区内の自然環境・社会的環境の調査及び森林造成・乾燥地農業技術開発に関する調査とモニタリングを継続して行う。

7. 熱帯林を守り育てる事業（熱帯森林保護団体）

（テーマ：アマゾンの熱帯林保全を目的とした植林と調査研究事業）

先進国の需要拡大による開発が急速に進み、毎年東京都の約1.2倍である約2万6000平方kmのアマゾンの森が消失しており、「地球の肺」と呼ばれる熱帯林の保全は人類の重要課題となっている。多国籍企業や個人が所有している森林を守ることは難しいので、ブラジル政府が承認している先住民保護区の熱帯林保全活動を進めてきているが、近年、この地に群生する良質なマホガニー等が高級家具材として不法に乱伐され、危機的な状態となっている。熱帯林は脆弱で、一種でも減少すると全体の生態系まで影響を及ぼすため、森の再生と活性化を目的とした植林活動を進めている。本年度は住民と協議のうえ植林地を決め、専門家と監視責任者（カヤポ族）の指導のもと簡易小屋の設置、道路の整備などインフラを行うとともに、乱伐跡地にマホガニーとババス椰子の苗木1万6000本を植林する。

8. マングローブ林を守る事業（NPO法人 国際マングローブ生態系協会）

（テーマ：島嶼諸国のマングローブ生態系の保全・再生の現状調査と海面上昇がマングローブ林に及ぼす影響に関する研究）

地球温暖化による大きな問題の一つに海面上昇がある。この影響は太平洋、インド洋、カリブ海等に点在する多くの島嶼国で深刻化している。特に、国土の最も高い部分でも海拔2メートル程度に満たないツバル、モルジブ等で国土の大部分が水没してしまうと懸念されている。水没にさらされている島嶼国では、住民の多くが海岸の平坦な場所に居住し、マングローブ生態系、アマモ場等の浅海生態系、サンゴ礁等の沿岸生態系に強く依存した生活をしている。このため、太平洋島嶼国に分布するマングローブへの海面上昇の調査を行いながら、一部ではマングローブの植林活動を行ってきている。本年度はインベントリー調査を実施したキリバス、ツバル、トンガ等での調査内容の充実化を中心とし、一部これまで調査を実施していないミクロネシア連邦、ソロモン諸島などへ調査研究範囲を拡大する。

9. ブナの原生林を守る事業（八幡平の葛根田ブナ原生林を守る会）

（テーマ：八幡平葛根田川源流部のブナ原生林及び岩手山の天然林における生態系を考えた自然の森づくりと自然保護活動）

葛根田川源流部とその周辺におけるブナ原生林保護活動と伐採跡地のブナ林再生活動を

行うほか、自然観察会や写真展、全国的ネットワークの拡大などを引き続き推進する。また、岩手山麓の多様な森林を未来に伝えるため、ブナ林などの原生的森林は野生生物圏の森づくりや人間の生活環境を考えた森づくりだけでなく、木材生産を考えた森づくりも一つのモデルであるとして、林野庁盛岡森林管理署と「岩手山における森づくりと自然保護活動に関する協定」を結び、森林所有者・管理者と市民組織の連携協力の試みを行っている。現在、岩手山麓の観光地に隣接する一角において「自然観察の森づくり」に取り組んでいる。

10. 尾瀬の自然を守る事業（NPO法人 尾瀬自然保護ネットワーク）

（テーマ：尾瀬国立公園における調査・自然保護活動）

貴重な自然遺産であり、国立公園・特別保護地区である尾瀬については、広く一般市民を対象に入山指導、自然解説、駐車場でのアイドリングストップ呼びかけ等を進めることにより、自然環境と景観の維持保全を図り、自然と人間が共有できる豊かな社会の実現に寄与することを目的に活動を行っている。特に昨年8月からこれまで日光国立公園の一部であった尾瀬が単独国立公園に昇格したことから、入山数の増加が予想される。こうした状況を踏まえ、群馬、福島各県側でハイカーへの入山マナー等の指導、入山口駐車場でのアイドリングストップの呼びかけを行うほか、尾瀬ヶ原野生シカの生息調査と食害調査、尾瀬自然保護指導員の養成講座、会員及び一般市民を対象とした研修会・観察会などを継続して行う。

11. 立山連峰の自然を守る事業（NPO法人 立山自然保護ネットワーク）

（テーマ：立山黒部アルペンルート沿線の外来生植物除去事業）

年間100万人以上の登山者が入るアルペンルートでは、自動車のタイヤや入山者の靴について下界から侵入した低地性の植物や帰化植物が繁茂している。このため、本年度は同沿線の外来生植物除去区域（4箇所）で引き続きオオバコの除去作業を行うとともに新たに1～2箇所を追加する。また、緑化復元の前段階として土壌流出を防ぐために導入されたオノエヤナギの除去を確実にを行うために、巻枯しが有効であることから、弘法～七曲り間で株立ち状態となっていない個体について順次巻枯しを行い約50個体を除去する。このほか、七曲り～追分間でオノエヤナギの分布状況を詳細に調査する。なお、伐採したオノエヤナギは、従来産業廃棄物として搬出し焼却処理していたが、昨年度から関連機関とも協議のうえ「バイオマス利活用事業」に協力する形で粉碎し燃料ペレットや堆肥として利用している。

12. 白保のサンゴを守る事業（沖縄大学 地域研究所）

（テーマ：白保のサンゴの保護研究）

小中高校生を対象に環境研究に関する支援である「ジュニア研究支援」をはじめ、地域で住民自らが実施する調査の支援である「フェロウシップ研究支援」を本年度も継続して

行う。また、国際自然保護連合（IUCN）日本委員会における唯一の大学研究機関としての活動（国際シンポジウム等に対する沖縄の環境問題に関する情報発信）を行うほか、「市民調査支援センター」としての役割を担うべく、例えば国頭村奥集落及び奥共同店に協力する形で100周年記念誌にかかわる調査や編集を行う。

13. ヒマラヤの自然を守る事業（NPO法人 ヒマラヤ保全協会）

（テーマ：ネパール・ヒマラヤにおける森林保全を中核とした山岳環境保全プロジェクト）

ネパール・ヒマラヤの山村では、住民は薪や家畜の餌、材木等のために近隣の森林を利用しているため、過剰伐採で森林が減少し、生活資源が減るとともに、地滑りが増え、水質が悪くなるなど住民の生活を脅かしている。このため、継続的に植林や苗木の育成を進めるとともに、2005年からは「生活林づくりプロジェクト」を開始し、自然環境と住民の生活を調和させ、森林と人間とが持続的に共存していく道を開くことにしている。また、本年度からは、プロジェクト地において苗畑を管理・運営し、年間約4万本の苗木を生産、約50㌥の地域に植樹を順次行っていく。苗畑の管理・運営のために、地域住民による森林委員会を結成、苗畑管理人を養成する。さらに、森林資源を有効に利用するために、薪や飼料などの生活に必要な樹種及び木材や換金作物といった将来の経済的自立に必要な樹種の生産も行う。日本からは専門家を派遣し、森林保全・産学環境保全のための技術指導を随時行うとともに、プロジェクトが適切に進められているかモニタリングする。

14. ウミガメを守る事業（NPO法人 サンクチュアリーエヌピーオー）

（テーマ：遠州灘海岸におけるアカウミガメの保護調査活動と環境教育の充実）

これまでの調査・研究から得た結果をもとに、本年度は、引き続き情報を広く沿岸住民らに伝え、ゴミ問題の解決、海岸を走行するオフロード車の走行禁止、紫外線による子ガメへの妨害を減らすとともに、次世代を担う子供たちへの環境教育に重点を置く。また、昨年より遠州灘海岸のアカウミガメ産卵地に消波ブロックが設置されているが、この工事による新たな浸食が起きることは明白であることから、海岸環境調査が重要となる。その裏付けのためにも砂浜の変化を調査する。さらに、海浜植物の後退による砂浜の現象を明らかにしてその対策に力を入れるよう関係機関に働きかけることにしている。

15. 里山の生物多様性を守る事業（NPO法人 むさしの里山研究会）

（テーマ：市民参加による里山の生物多様性保全調査事業）

水田の生き物調べ、全国トンボ市民サミットと連携した全国一斉赤トンボ調査、トンボとバッタを指標とした河川環境評価、生物多様性とアメリカザリガニとの関係、水の干上がりと生物相の関係などを通じた水辺ビデオトープの維持管理手法の確立、笹の除去、落ち葉の除去が植生に与える影響を通じた多様な生物を育む雑木林管理手法の確立などを引き続き調査研究する。

16. アフリカゾウを守る事業（NPO法人 野生生物保全論研究会）
（テーマ：アフリカゾウを守る）

1989年のワシントン条約で象牙の取引が全面禁止されたことから、アフリカゾウの乱獲のスピードは落ちたが、密猟は続いている。ゾウを絶滅から守るには、ゾウ生息国での密猟パトロール及び象牙消費国である日本での需要抑止キャンペーンが重要である。ゾウ生息国での密猟パトロール支援として、これまでレンジャーへ抗マラリア薬や治療薬、鎮痛剤等の薬、パトロール用キットを送っているが、レンジャーからの強い要請もあり、本年度も引き続きこれらの薬やキットを支援する。また、象牙の取引が再開されないようアフリカの自然保護行政の検証、科学的なデータ収集（アフリカゾウの数・生息域での状況）による適切な保護策立案等をテーマに調査・研究・普及活動を継続する。